平成２４年（フ）第２９号
千葉県山武郡大網白里町北今泉3554番地の２
債務者　中村　禧尹
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
４　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月23日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第４８１号
東京都府中市是政６―22―53ＤＲホームズ是政104、住民票上の住所東京都府中市是政４丁目２番地の３ライオンズガーデン府中是政419
債務者　浅見　大輔
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　狩集　英昭
４　破産債権の届出期間　平成24年６月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月25日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１０００号
横浜市保土ケ谷区今井町171番地３
債務者　羽根田佳己
１　決定年月日時　平成24年５月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　桑原　康孝
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年７月26日午前10時50分
６　免責意見申述期間　平成24年７月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８５号
千葉県匝瑳市南神崎54番地
債務者　秋葉　幸夫
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井原　真吾
４　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第８６号
千葉県匝瑳市吉田4149番地３
債務者　秋葉　忠夫
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井原　真吾
４　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年８月23日午前10時
６　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第９７号
兵庫県明石市二見町西二見1547番地の１　アネックス二見１－Ｂ、前住所兵庫県加古郡稲美町加古1311番地の６
債務者　江形　清勝
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙本　直彰
４　破産債権の届出期間　平成24年７月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月28日午前10時40分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１３５号
宮崎市生目台西２丁目４番地１　県営住宅11棟20号
債務者　川浦　　誠
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金丸　由宇
４　破産債権の届出期間　平成24年６月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月10日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４号
兵庫県豊岡市三宅200番地の１
債務者　森　扶美子
１　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　生駒　和雄
４　破産債権の届出期間　平成24年６月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月21日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
神戸市中央区二宮町３丁目２番２号、住民票上の住所神戸市中央区二宮町３丁目３番６号
債務者　鶴参こと　鶴澤　義一
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種谷有希子
４　破産債権の届出期間　平成24年６月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２６号
山梨県中巨摩郡昭和町飯喰918番地３
債務者　遠藤　和彦
１　決定年月日時　平成24年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八巻　力也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８号
山梨県南アルプス市小笠原618―６　石川アパートＢ号棟、住民票上の住所山梨県南アルプス市藤田1690番地５
債務者　塚原　佳雄
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５７号
兵庫県宝塚市今里町10番２―502号
債務者　近藤　正子
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第９７号
兵庫県伊丹市鴻池６丁目19番51号
債務者　有馬　勝幸
１　決定年月日時　平成24年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　種谷有希子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月９日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２０５号
岡山市南区藤田448番地12
債務者　横田　靖裕
１　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三宅　克仁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月29日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年７月17日まで
岡山地方裁判所第３民事部